

学長選考等に関する第2回法人化準備委員会での主な意見

学長選考

(1) 予備選挙（学内意向投票）の実施について

【肯定論】

現場で一緒に仕事をする教職員の意向が反映される方法での学長選考が好ましい。
（学内の支持があって初めて学長として適正な大学運営が可能となる）

教職員が投票という形で学長選考に関与することにより、課題・問題の認識共有と、目標達成に向けた連帯感が醸成される。

【否定論】

現行方式を踏襲したのでは、経営視点からの選考が軽視されがちとなり、独法化による効果が期待できない。

学長選考会議が予備選挙結果と異なる学長を選出することは事実上困難となる。
（地独法に明記された学長選考会議の権限を形骸化させることになる）

真に学長にふさわしい候補者が学長選考会議に諮られるのであれば、教職員による予備選挙は不要ではないか。

経営審議会と教育研究評議会は、学長候補者を選別して学長選考会議に推薦することを、その所管業務として責任をもって行うべきではないか。

教員主体で構成される教育研究評議会が、学長候補者の推薦過程で教員の意向を反映させることは当然のこと。

学長は、教職員の要望に配慮した大学運営・法人経営に偏りがちになる可能性が高くなる。

(2) その他

教職員の推薦を学長候補者の要件とすることは、学長（理事長）の地位が教職員に依存することであり、好ましい形ではない。

推薦制により学長候補者を募るなら、推薦者の氏名は堂々と公表すべきである。

学長選考にあたり、学内の教員に有利となる制度（学長任期満了後に自動的に教職に復帰するなど）は必要なく、学外も含めたフラットで公平な基盤から選出すべきである。

学長解任請求制度

予備選挙を実施しない場合は、解任請求制度が意味を持つ。ただし、制度の有効機能、恣意的・安易な解任請求の乱用抑止のためには、解任請求理由の明示と公開が必要である。

学長任期が4年なら学長解任請求制度は不要であり、責任に見合った仕事を安定的に行わせる方がより効果的である。
(評価委員会による毎年の業務実績評価制度もある)

学長解任請求制度は、学内の混乱と学長選考会議の負担等の弊害が大きく、円滑に機能しない恐れがある、

解任請求制度のハードルを、過半数や2/3以上とする方法も考えられる。

定款への記載

学長選考方法は、必ずしも定款に規定すべき必須事項ではないが、準備委員会の審議結果を反映させる意味からも、基本方針・基本原則は定款で規定する方向としたい。